

# 役立つ制度や情報

(平成28年4月1日現在)

医療費の負担軽減や生活支援のための福祉サービスなど利用できる制度があります。制度によって市区町村の窓口や手続方法が異なりますので、まずは通院している病院で相談してみましょう。病院には、医師・看護師・薬剤師の他に、カウンセラーやソーシャルワーカーがいます。制度の内容や生活上の事柄については、ソーシャルワーカーにご相談ください。大阪府内のエイズ治療拠点病院（平成28年4月1日現在：16医療機関）には必ずソーシャルワーカーがいます。

## 受診前相談

健康保険に加入していない、医療費の負担が心配、プライバシーの事が心配などの理由で病院に行きにくい場合は、病

院のソーシャルワーカーに相談だけを行うこともできます。

無料・匿名で利用できます。電話での相談・対面での相談のどちらも可能です。対面での相談を希望する場合には、電話での予約が必要です。

### ●大阪医療センター 医療相談室

電話：06(6942)1331（代表）

平日：9時～17時

住所：大阪市中央区法円坂2-1-14

最寄駅：大阪市営地下鉄中央線・谷町線  
谷町四丁目駅 11番出口

ここでは代表的な制度について説明します。

「お住まいの市区町村」とは、実際の居住地が基本ですが、制度によっては住民票所在地でなければ手続きができない

ことがあります。病院で相談する際に「住民票所在地」「実際の居住地」のそれぞれを伝えるようにしましょう。外国籍の方は在留資格によって利用できる制度が異なりますので、在留資格をお伝えください。

## 身体障がい者手帳

**窓口** お住まいの市区町村の障がい福祉担当部署

免疫機能の程度に応じて、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」（1級～4級）として認定されます。身体障がい者手帳を取得すると、障がいの程度（等級）に応じて、医療費の助成をはじめ、さまざまな福祉サービスを受けることが可能になります。

大阪府内の場合、お住まいの市区町村の障がい福祉担当部署に以下のものを提出して申請します。

- 身体障がい者手帳申請書
- 診断書（指定医が作成したものに限り）
- 写真（縦4cm横3cm）

役所窓口を持参することが一般的ですが、プライバシーに配慮し、郵送による申請と代理人による申請が認められています。

## 医療費の自己負担軽減のための制度

### 1 | 高額療養費

**窓口** 健康保険組合・共済組合等

1か月の医療費（健康保険が適用されるもの）の自己負担が高額になった時に、支払った医療費（入院時の食事療養費・差額室料・文書料等を除く）のうち、自己負担限度額を超えた分（入院・外来性・合算の仕組みはあります。）が健康保険組合等から払い戻されます。自己負担限度額は前年度所得によって決まります。高額の場合には、健康保険組合等から「限度額適用認定証」を事前に発行してもらえば、自己負担限度額を超えた分は医療機関が直接、健康保険組合等に請求するようになります。

### 2 | 重度心身障がい者医療費支給制度

**窓口** お住まいの市区町村の担当部署

障がいの重い方の医療費自己負担を軽減する制度です。市町村により対象となる等級や所得制限などが異なります。大阪府内では、身体障がい者手帳1級・2級が対象です。健康保険が適用される治療はすべて対象となります。医療費の自己負担は1回500円まで、医療機関ごとに月2回まで、1か月の合計が2,500円までとなります。

### 3 | 自立支援医療について

**窓口** お住まいの市区町村の障がい福祉担当部署



身体障がい者手帳の認定を受けている人が、その障がいの状態を改善するための治療を受ける権利を保障する制度です。等級には関係しません。自己負担が軽減されます。「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」については、「抗HIV療法」「日和見感染症の治療・予防」がその対象になります。経過観察の時期や他の性感染症および他疾患の治療は対象になりません。

この制度を利用すると医療費の自己負担は1割負担となり、前年度所得水準に応じて月の負担額に上限が設定（月0円、2,500円、5,000円、10,000円、20,000円。ただし市町村によってはさらに軽減していることがあります。）され、それ以上の自己負担は必要なくなります。利用ができるのは、申請時に届け出た医療機関・薬局・訪問看護ステーションに限られますので、通院先を変更する場合などはその都度手続きが必要です。

利用するためには前もって手続きをすることが必要になりますので、抗HIV療法を開始されるまでに通院先の病院でご相談ください。

自立支援医療には、自立支援医療（更正）の他に18歳未満の子どもが利用する自立支援医療（育成）と精神科の外来通院の際に利用できる自立支援医療（精神）とがあります。手続きの方法や役所の担当部署が異なることがありますので、注意が必要です。

## 所得保障の制度

### 1 | 傷病手当金

窓口 健康保険組合・共済組合等

けがや疾病を理由に療養（入院とは限りません）のために欠勤し、給料が出ない場合に、標準報酬月額 $\times$ 2/3が健康保険組合等から支給されます。最長1年半利用することが可能です。

### 2 | 障がい年金

窓口 日本年金機構・共済組合

年金の受給要件を満たしていれば、障がいの状態（身体障がい者手帳とは基準が異なります）によって、年金を受給できます。一般的には、初診日から1年半たった時点かそれ以降に手続きをすることができます。保健所等で自主的に検査を受けた場合にはその採血日が初診日になります。体調不良をきっかけにHIV感染が分かった場合には、最初に医療機関を受診した日が初診日となります。

### 3 | 雇用保険

窓口 ハローワーク

失業した場合、雇用保険から基本手当や傷病手当の給付、就職促進のための資金援助を受けられることがあります。

障がいのある方は基本手当の受給期間が延長されることがあります。

## 4 | 生活保護

**窓口** お住まいの市区町村の  
生活保護担当部署

最低限度の生活を保障するための制度です。さまざまな理由で経済的に困窮する場合に利用することが可能です。貯蓄・収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分が支給されます。生活費・医療費の他、場合によっては転居費用などが支給されます。

### 生活をサポートする制度

#### 1 | 障がい福祉サービス

**窓口** お住まいの市区町村の  
障がい福祉担当部署

障がい（身体・知的・精神を問わず）のある方が地域で自立した生活を送るために利用できるサービスです。家事援助や身体介護、通院介助、就労移行支援などが利用できます。

#### 2 | 介護保険サービス

**窓口** お住まいの市区町村の  
介護保険担当部署

65歳以上で身体機能の低下により、日常生活に介助・介護が必要になった場合に利用できるサービスです。（40歳～64歳で、末期がんなど16の疾病により身体機能が低下した場合にも利用できます。）家事援助や身体介護、通所・入所サービスなどが利用できます。

### 専門相談員の派遣 （派遣カウンセラー制度）

**窓口** 主治医

HIV陽性者の様々な相談には、各病院の医師や看護師、ソーシャルワーカー等が応じていますが、状況によって、大阪府・大阪市のエイズ専門相談員派遣制度（派遣カウンセラー制度）も利用することができます。希望される方は、主治医にご相談ください。

### 地域でのかかりつけ医

**窓口** 主治医

HIV陽性者が地域で歯科等を受診したいと希望される場合は、現在受診しているエイズ治療拠点病院等の主治医にご相談ください。

保健所・保健（福祉）センターでもご相談できます。

### HIV医療通訳サービス

**窓口** 特定非営利活動法人 CHARM

近畿地域でHIV感染症の診療をしている医療機関に通訳を派遣します。拠点病院に限りません。

対応言語や費用等の詳細は、[www.charmjapan.com](http://www.charmjapan.com)を参照ください。

